

# 声 明

## 110年を経て初めての性犯罪処罰に関する抜本改正を評価し

### 厳格な法執行と被害回復を担保する国の仕組みを要望します

私たち日本キリスト教婦人矯風会は1886年(明治19)の発足以来、女性の人権確立のために活動し闘ってきた団体です。131年の歴史の中で、女性や子どもの人権を守るためには適正な法律が必要との認識に立ち、政府・国会への要請行動を続けてきました。2015年12月には、長年性暴力・性搾取・性虐待の根絶と被害者の回復のため取り組んできた経験に基づき、具体的な改正項目を挙げた「刑法改正に関する要望書」を内閣総理大臣と法務大臣宛に提出しました。

現行の刑法が1907年(明治40)に成立して以来、100年以上性犯罪の処罰規定に関して抜本的な改正がなされることなく、その間長きにわたり、性犯罪被害者は明治の封建的社会を土台とした視点からの加害・被害の裁定に苦しめられ、多くは被害回復からほど遠い人生を歩まされてきました。110年を経てやっと2017年抜本改正の一部が以下のようになされ、第193国会において改正法が成立したことを高く評価いたします。

政府は、刑法の性犯罪処罰規定について2014年から法務省に「性犯罪の罰則に関する検討会」を設け、有識者による現行の課題に関する議論を受けて、2015年からは法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会を開催、2016年その結論が法制審議会総会で承認され、法務大臣に答申、閣議決定を経て内閣は2017年3月改正案を上程しました。共謀罪をめぐる国会の混乱の中、6月8日衆議院を通過、会期末直前の6月16日、参議院法務委員会及び本会議において可決、成立しました。

今回改正の要点は以下のとおりです。①用語「姦淫・強姦」を「強制性交等」とし、加害行為に性交だけでなく肛門・口腔性交を含める。②被害者に女子だけでなく男子も含める。③強姦罪に係る「量刑」3年以上を5年以上とする。強姦・準強姦致死傷5年以上を6年以上とする。④処罰対象に「監護者わいせつ及び監護者性交等」を含める。⑤「親告罪」の規定を外す。⑥強盗→強姦の場合のみでなく、強姦→強盗の罪も7年以上～無期懲役。⑦集団強姦等の項目を削る。

今回の改正に当っては、いくつかの当事者の会を中心に多くの性暴力被害者自身が立ち上がり、性暴力の恐怖や影響を誰よりも知っている被害当事者の声こそが改正に反映されるべきと、活発な活動を支援者と共に繰り広げました。その成果は②～⑤、特に親告罪を外し、監護者による性暴力を処罰する規定等に結実したものと評価し、女性たちの行動力と勇気に心からの感謝と敬意を表します。一方で、性暴力被害の実態からはかけ離れた、「13歳以上」という低年齢すぎる被害者への暴行脅迫要件、「地位関係性を利用した」性犯罪への認識の低さ、集団強姦等の削除、加害者に益する公訴時効の継続など、3年後の見直しの際には是非改善すべき重要点が残されています。

110年をへて今国会で改正された刑法の性犯罪処罰条項が、社会における性暴力の根絶に向けて厳格に適用され、加害者が自ら犯した性暴力行為への贖罪を果たすとともに、再犯防止プログラムの強化等により犯罪抑止に資する法執行を行うこと、そして何より性犯罪被害者が一日も早く身体的、精神的、心理的に回復へ向かい、安全で自信に満ちた社会生活を取り戻せるよう医療的、経済的支援を含む国としての仕組みをしっかりと構築すること、以上を心から願い要望いたします。

2017年7月31日

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会